4　政治的中立性の確保について

◆　学校における指導上の留意点

（１）法律上のおさえ

学校における政治的中立性の確保は、教育基本法第 14 条第２項により定められています。

教育基本法第 14 条
（政治教育）
第十四条　良識ある公民として必要な政治的教養は，教育上尊重されなければならない。
２　法律に定める学校は，特定の政党を支持し，又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

（２）小・中学校での政治的中立性を確保するためのポイント

神奈川県教育委員会の小・中学校における「政治的教養を育む教育」では、「政治的教養」を『政治そのものの仕組みや政策について学ぶだけではなく、児童・生徒の発達の段階に応じて、自分の身の周りや住んでいるまち等の身近な問題から現実社会における社会的な諸問題まで、それらを自分のこととしてとらえ、話し合いながら、相手を尊重し、様々な意見を調整しつつ、合意形成のかたちを考え、意思決定に至る過程を取り上げて、社会参画につなげること』としてとらえています。小・中学校においても、「政治的教養を育む教育」を実践するにあたり、政策や論争等、対立する見解がある現実社会の諸問題を取り扱うことは有効であると考えます。

そこで、神奈川県教育委員会では「政治的教養を育む教育」を実践する際に、政治的中立性を確保するためのポイントを、次の２点にまとめました。

①身の周りのできごとや現実の社会でおきている課題には様々な見方・考え方があることをふまえ、様々な見方・考え方を提示した指導を行いましょう
②多様な意見を引き出せるように、発問、資料、環境設定に配慮し、指導を行いましょう

＜①身の周りのできごとや現実の社会でおきている課題には様々な見方・考え方があることをふまえ、様々な見方・考え方を提示した指導を行いましょう＞

身の周りのできごとや現実の社会には多様な見方・考え方があることから、児童・生徒が一つの見方・考え方だけでなく、多様な見方・考え方を聞いたり知ることによって、自分の考えを変化・深化させたりすることで、深い学びにつなげるように指導しましょう。

＜②多様な意見を引き出せるように、発問、資料、環境設定に配慮し、指導を行いましょう＞

「政治的教養を育む教育」では、解決の方策が一つに定まらない問いや課題が数多くあります。

問いや課題について、児童・生徒一人ひとりが、多面的・多角的に考え、自分のこととしてとらえ、判断することで、自分の意見をもてるようにしましょう。児童・生徒の意見については、その問いや課題についての事実をしっかりと認識した意見であることが求められます。そのうえで、児童・生徒一人ひとりが、自分の意見をもち、その意見が他の児童・生徒や教員にきちんと受け止められていると実感することが大切です。

そのためには、まず教員が発問や資料、環境設定の工夫をし、児童・生徒の多様な意見を引き出し、受け止めることが大切です。

また、児童・生徒の意見がひとりよがりな意見にならないように、指導しましょう。他者の意見を受け入れ、尊重することが大切です。他者の様々な意見を聞き、合意形成をしていくかたちは一つの意見にまとめるということだけではなく、新たな考えを見出したり、その中庸の意見になったりすることもあります。

（１）の法律に基づき、（２）の①や②に留意しながら、政治的中立性を確保し、児童・生徒の学習活動を展開することを心がけましょう。